

# 第81期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時

## 場所

長野県松本市芳野19番48号  
当社本社会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

インターネット又は書面による議決権行使期限  
2026年6月22日（月曜日）午後5時20分まで

明日の健康を見つめる



**キッセイ薬品工業株式会社**

証券コード 4547

## 経営理念

---

純良医薬品を通じて社会に貢献する  
会社構成員を通じて社会に奉仕する

## 経営ビジョン

---

世界の人びとの健康に貢献できる独創的な医薬品を開発し  
提供する創薬研究開発型企业を目指す

## 株主の皆様へ

当社は本年、創立80周年の節目を迎えます。これもひとえに株主の皆様のご長年にわたるご理解とご支援の賜物と、心より御礼申し上げます。

経営環境が変化しても、当社の存在意義が、創業期から受け継がれた「純良医薬品を通じて社会に貢献する」「会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念にあることは変わりません。2025年4月にスタートした中期5ヵ年経営計画Beyond 80には、この経営理念の下、創業研究開発型企業として持続的な成長と変革を実現する決意を込めています。

本計画では、10年後（2034年）の目指す姿として、ROE10%以上、売上高年平均成長率5%以上、研究開発費控除前営業利益10%以上を掲げています。Beyond 80の5年間を成長投資期と位置付け、PBR1倍超、ROE8%以上を目指し、研究開発パイプラインの拡充、国内事業・海外収益の拡大、サステナビリティ活動の推進、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

初年度は、国内事業を拡大させ、創製品イセルティを国内上市するとともに海外収益を増大させました。また、オルタシデニブを承認申請準備段階へ進め、創製品テーマ3品目の臨床試験を開始するなど、新薬開発を大きく進捗させました。

これからも、「患者さんのために」を第一義として、一日でも早く、一人でも多くの患者さんに治療の選択肢をお届けするとともに、環境経営および人的資本経営、ガバナンス強化に取り組む、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役会長  
最高経営責任者

神澤陸雄

証券コード 4547

2026年6月2日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

長野県松本市芳野19番48号

**キッセイ薬品工業株式会社**

代表取締役会長 神澤 陸 雄

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第81期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### ◆当社ウェブサイト

<https://www.kissei.co.jp/investor/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「キッセイ薬品工業」又は「コード」に当社証券コード「4547」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### ◆東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

本招集ご通知6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2026年6月22日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使ください。

#### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2026年6月22日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 長野県松本市芳野19番48号 当社本社会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第81期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第81期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（交付書面）には記載してありません。なお、会計監査人および監査役会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・連結計算書類 「連結注記表」
- ・計算書類 「個別注記表」
- ・監査報告 「連結計算書類に係る会計監査報告」「計算書類に係る会計監査報告」  
「監査役会の監査報告」

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※車いすのサポート、受付時の筆談サポート等のお手伝いが必要な方は、運営スタッフまでお申し出ください。

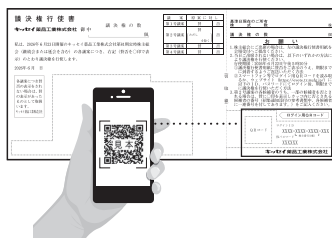


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

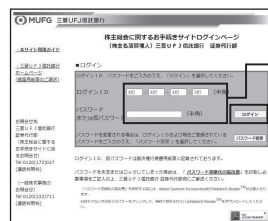
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、成長投資と株主還元のバランスを取りながら企業価値の向上に努めています。その中で、安定的な配当を継続するとの考え方のもと、配当性向40%以上を目指し、また累進配当（普通配当）を実施していく方針です。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期における1株当たり配当金は中間配当金60円と合わせて160円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当として金60円に創立80周年記念配当として金40円を加え、金100円といたしたいと存じます。  
その配当総額は4,145,202,400円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

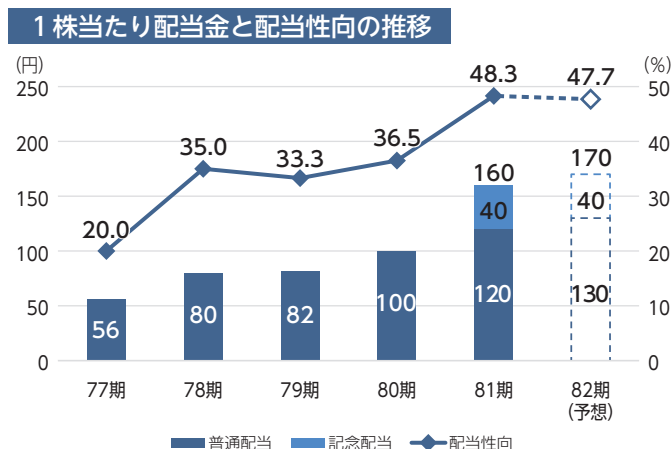
2026年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

### <ご参考> 株主還元方針

当社は、配当性向40%以上を目指し、また累進配当（普通配当）を実施していく方針です。併せて、資本効率の向上と株主還元を意図した機動的な自己株式の取得、処分及び消却を行います。当期及び次期の配当金につきましては、創立80周年を記念して、株主の皆様への感謝の意を表すため、2026年3月期の期末配当及び2027年3月期の中間配当の2回に分けて記念配当を実施します。



## 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 選任後の取締役会の構成（予定）

候補者番号	氏名	性別	年齢 <sup>※1</sup>	属性	在任年数	第81期 取締役会への出席状況
1	神澤陸雄	男性	76歳	社内	44年	100% (14回/14回)
2	宮澤敬治	男性	59歳	社内	4年	100% (14回/14回)
3	高山哲	男性	64歳	社内	12年	100% (14回/14回)
4	北原孝秀	男性	64歳	社内	8年	100% (14回/14回)
5	野明浩史	男性	62歳	社内	4年	100% (14回/14回)
6	降旗喜男	男性	64歳	社内	18年	100% (14回/14回)
7	駒村孝幸	男性	59歳	社内 新任	—	—
8	柳伸子	女性	58歳	社内 新任	—	—
9	清水重孝	男性	76歳	独立 社外	12年	100% (14回/14回)
10	内川小百合	女性	75歳	独立 社外	6年	100% (14回/14回)
11	大月良則	男性	65歳	独立 社外	4年	93% (13回/14回)
12	高野良子	女性	52歳	独立 社外 新任	—	—

※1 年齢は本総会時のものであります。

## <ご参考> 本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリックス（予定）

当社の取締役会がその意思決定及び業務執行状況の監督機関としての機能を発揮するために、当社の経営理念及び経営ビジョンに照らして、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること、医療用医薬品事業を効率的に行うために、主たる業務の執行に秀でた人材で、かつ株主の付託に応えることのできる資質を備えていることを取締役性に求める要件としております。以上を踏まえ、各取締役に対して以下の分野におけるスキルの発揮を期待しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保できているものと考えております。

	氏名	独立 社外	企業経営	グローバル	研究開発	販売・ マーケティング	財務会計	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	ESG・ サステナビリティ
取締役	神澤 陸雄		●	●			●	●	●	●
	宮澤 敬治		●	●	●			●		●
	高山 哲		●					●	●	●
	北原 孝秀		●				●	●		●
	野明 浩史		●			●		●	●	●
	降旗 喜男		●	●	●			●		●
	駒村 孝幸		●			●	●	●		●
	柳 伸子		●		●			●		●
	清水 重孝	●	●	●			●	●		●
	内川 小百合	●	●	●				●	●	●
	大月 良則	●	●	●				●	●	●
高野 良子	●	●					●		●	
監査役	菊池 伸次		●		●			●		●
	腰原 なおみ		●		●			●		●
	中川 寛道	●	●					●	●	●
	岩淵 道男	●	●	●			●	●		●

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	 <p>かん ざわ むつ お 神 澤 陸 雄 (1949年10月13日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1976年 4月 当社入社 1982年 6月 当社取締役企画室長 1984年 6月 当社常務取締役企画室長 1987年 6月 当社専務取締役企画室長 1989年 4月 当社専務取締役経営企画本部長 1992年 6月 当社代表取締役社長 2014年 6月 当社代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長</p>	1,550,567株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は取締役に就任し44年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1992年から22年間当社の代表取締役社長、2014年より代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) として経営全般を適切に統括していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	 <p>みや ざわ けい じ 宮 澤 敬 治 (1967年 4月14日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1993年 4月 当社入社 2017年10月 当社事業開発部担当部長 2018年 4月 当社研究本部研究統括部担当部長 2021年 9月 当社研究本部研究統括部長 2022年 6月 当社取締役研究本部長 現在に至る</p>	4,407株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は事業開発及び研究部門を経て、2022年に取締役に就任、研究部門の責任者としての任務を通じて、創薬研究及び当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	 <p>たか やま てつ 高山 哲 (1961年9月18日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1985年4月 当社入社 2007年10月 当社人事部担当部長 2010年6月 当社人事部長 2014年6月 当社取締役人事部長 2020年6月 当社常務取締役人事部長 2022年6月 当社専務取締役 2024年10月 当社専務取締役兼CHRO (最高人事責任者) 現在に至る</p>	18,529株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は人事部門を経て、2014年に取締役に就任、2020年に常務取締役人事部長、2022年から専務取締役、2024年から専務取締役兼CHRO (最高人事責任者) として、主に人事・総務及びサステナビリティ活動全般の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
4	 <p>きた はら たか ひで 北原 孝秀 (1962年3月9日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1986年4月 当社入社 2012年6月 当社財務管理部長 2016年6月 当社理事財務管理部長 2018年6月 当社取締役財務管理部長 2022年6月 当社常務取締役財務管理部長 2023年10月 当社常務取締役財務管理部長兼CFO (最高財務責任者) 2026年4月 当社常務取締役兼CFO (最高財務責任者) 現在に至る</p>	11,777株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は財務管理部門を経て、2018年に取締役に就任、2022年に常務取締役財務管理部長、2023年に常務取締役財務管理部長兼CFO (最高財務責任者)、2026年から常務取締役兼CFO (最高財務責任者) として、主に財務の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	 <p>の あけ ひろ し 野 明 浩 史 (1964年5月15日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1987年 4月 当社入社            2014年 7月 当社医薬営業本部医薬企画部担当部長            2016年 6月 当社医薬営業本部関越支店長            2018年 6月 当社医薬営業本部医薬企画部長            2020年10月 当社医薬営業本部理事医薬企画部長            2022年 6月 当社取締役医薬営業本部長            現在に至る</p>	4,307株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            同氏は医薬営業部門を経て、2022年に取締役に就任、主に営業・マーケティングの管理・監督機能を担ってまいりましたことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
6	 <p>ふり はた よし お 降 旗 喜 男 (1962年1月12日生)</p> <p>社内 男性</p>	<p>1984年 4月 当社入社            2000年10月 キッセイファーマ・ヨーロッパ株式会社（出向）代表取締役社長            2008年 6月 当社取締役事業開発部長            2010年 6月 当社取締役経営企画部長            2012年 6月 当社取締役開発本部長            2016年 6月 当社常務取締役開発本部長            2018年 6月 当社代表取締役社長兼COO（最高執行責任者）            2022年 6月 当社取締役相談役            現在に至る</p>	14,899株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            同氏は開発部門等を経て、2008年に取締役に就任、事業開発、経営企画及び開発部門の責任者としての任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、2016年に常務取締役開発本部長、2018年に代表取締役社長兼COO（最高執行責任者）を歴任してまいりましたことから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
7	 <p>こま むら たか ゆき 駒 村 孝 幸 (1966年12月11日生)</p> <p>社内 男性 新任</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2015年 10月 当社経営企画部担当部長 2020年 6月 当社経営企画部長 2022年 6月 当社執行役員経営企画部長 2026年 4月 当社執行役員財務管理部長 現在に至る</p>	553株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来長年、経営企画部門に属し、2022年に執行役員経営企画部長、2026年に執行役員財務管理部長に就任、当社事業活動に関し豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから、当社取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者としております。</p>			
8	 <p>やなぎ のぶ こ 柳 伸 子 (1968年 2月 8日生)</p> <p>社内 女性 新任</p>	<p>1990年 4月 当社入社 2016年 6月 当社知的財産部長 2025年 10月 当社総務部担当部長 2026年 4月 当社総務部長兼サステナビリティ推進室長 現在に至る</p>	0株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来長年、知的財産部門に属し、2026年に総務部長に就任、当社事業活動に関し豊富な経験と高度な知識を有しておりますことから、当社取締役として適任であると判断し、新任の取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
9	 <p>しみず しげ たか 清水 重孝 (1949年6月30日生)</p> <p>独立 社外 男性</p>	<p>1972年 4月 株式会社八十二銀行 (現 株式会社八十二長野銀行) 入行 2007年 6月 同行常務取締役 2011年 6月 同行退社 2011年 6月 八十二リース株式会社代表取締役社長兼 八十二オートリース株式会社代表取締役社長 2013年 6月 両社退社 2013年 6月 八十二証券株式会社社外監査役 2014年 6月 当社社外取締役 2015年 6月 八十二証券株式会社退社 2016年 6月 日穀製粉株式会社社外監査役 2020年 6月 同社退社 現在に至る</p>	4,500株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、金融機関での豊富な知識と会社経営者としての経験、高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
10	 <p>うち かわ さ ゆ り 内川 小百合 (1950年11月7日生)</p> <p>独立 社外 女性</p>	<p>1973年 4月 丸の内タイプスト学校 (現 丸の内ビジネス専門学校) 入職 1996年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長 2012年 4月 丸の内ビジネス専門学校校長兼設置者 2013年 6月 株式会社長野銀行社外取締役 (現 株式会社八十二長野銀行) 2018年 1月 学校法人秋桜会理事長 2020年 6月 当社社外取締役 2023年 6月 アルピコホールディングス株式会社社外監査役 2025年12月 株式会社長野銀行退社 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 学校法人秋桜会理事長 丸の内ビジネス専門学校校長 アルピコホールディングス株式会社社外監査役</p>	2,500株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、長年教育に関わりながら、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し多様な価値観及び客観的な視点で指摘及び助言をいただき、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
11	 <p>おお つき よし のり 大 月 良 則 (1960年7月21日生)</p> <p>独立 社外 男性</p>	<p>1984年4月 長野県庁入庁 2003年10月 同庁社会部障害福祉課長 2010年9月 同庁総務部秘書課企画幹兼課長補佐（知事政策担当秘書） 2014年9月 同庁総務部秘書課長 2016年4月 同庁県民文化部国際担当部長 2018年9月 同庁健康福祉部長 2019年12月 同庁退職 2020年4月 厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター地域連携推進部長 2021年3月 同職退職 2021年4月 公益財団法人日本国際連合協会長野県本部理事 2021年6月 学校法人長野日本大学学園理事・評議員 2022年1月 社会福祉法人敬老園監事 2022年6月 当社社外取締役 2025年5月 学校法人長野日本大学学園評議員退任 2025年6月 社会福祉法人敬老園退職 2026年4月 公益財団法人日本国際連合協会長野県本部専務理事 現在に至る</p>	2,800株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>  同氏は略歴のとおり、長年地方行政に関わりながら、特に福祉・医療、経済・国際交流の豊富な経験と高い知見を有しており、社外取締役として、当社の経営全般に対し客観的な視点で指摘及び助言をいただくとともに、当社のガバナンス強化の役割を果たしていただいております。上記の役割を引き続き果たしていただくことを期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。  なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
12	 <p>たかの りょうこ 高野 良子 (1974年6月3日生)</p> <p>独立 <input type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 新任 <input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平田法律事務所入所 2010年3月 平田法律事務所退所 2010年4月 福田耕治法律事務所入所 2013年6月 公益社団法人全国図書館協議会監事 2020年9月 株式会社ユーコー監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 福田耕治法律事務所弁護士 公益社団法人全国図書館協議会監事 株式会社ユーコー監査役</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は略歴のとおり、弁護士資格を有しており、その法律知識や経験から、特に法務及びコンプライアンスに関する豊富な経験と高い知見を有しており、当社社外取締役として適任であると判断し、新任の社外取締役候補者としております。 なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			


- (注) 1. 各取締役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項の内容
- ①候補者清水重孝氏、候補者内川小百合氏、候補者大月良則氏及び候補者高野良子氏は、社外取締役候補者であります。
  - ②候補者清水重孝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
  - ③候補者内川小百合氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
  - ④候補者大月良則氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 候補者清水重孝氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は当社定款第29条及び会社法第427条第1項の規定により各氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、候補者高野良子氏の選任が承認された場合には、同内容の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 候補者清水重孝氏、候補者内川小百合氏、候補者大月良則氏及び候補者高野良子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は、候補者清水重孝氏、候補者内川小百合氏及び候補者大月良則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、候補者高野良子氏の選任が承認された場合には、同取引所の定める独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役菊池伸次氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
 きくち しんじ 菊池伸次 (1961年5月30日生) 社内 男性	1988年4月 当社入社 2011年10月 当社研究本部創薬研究部創薬第一研究所長 2012年6月 当社研究本部創薬研究部長 2016年6月 当社取締役研究本部長 2022年6月 当社常勤監査役 現在に至る	8,000株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> 同氏は研究部門を経て、2016年に取締役に就任、2022年に常勤監査役に就任後、企業経営に関する豊富な経験と高度な知識に基づく監査を適切に行っており、今後も当社監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査役候補者としております。		

- (注) 1. 監査役候補者と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2024年6月25日開催の第79期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査役久保田明雄氏の選任の効力が失効となりますので、社外監査役中川寛道氏及び社外監査役岩淵道男氏の補欠として、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者は指名・報酬審議委員会が候補者案を審議し取締役会に対して推薦し、取締役会が指名しており、また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
くぼた あき お 久保田 明 雄 (1966年2月18日生) 独立 社外 男性	1998年4月 弁護士登録(長野県弁護士会) 1998年4月 宮澤法律事務所(長野市)入所 2001年3月 同事務所退所 2001年4月 久保田法律事務所入所(パートナー弁護士) 2021年4月 長野県弁護士会会長 2022年3月 同会会長退任 現在に至る (重要な兼職の状況) 久保田法律事務所代表弁護士	0株

#### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

同氏は略歴のとおり、弁護士の資格を有しており、その法律知識や経験から監査を遂行することができるとの判断から、法令に定める社外監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者としております。

なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 同氏と、当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容  
同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は当社定款第39条及び会社法第427条第1項の規定により同氏との間で、法令に定める要件に該当する場合には会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害を当該保険契約により填補することとしております。同氏が社外監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。当社は、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

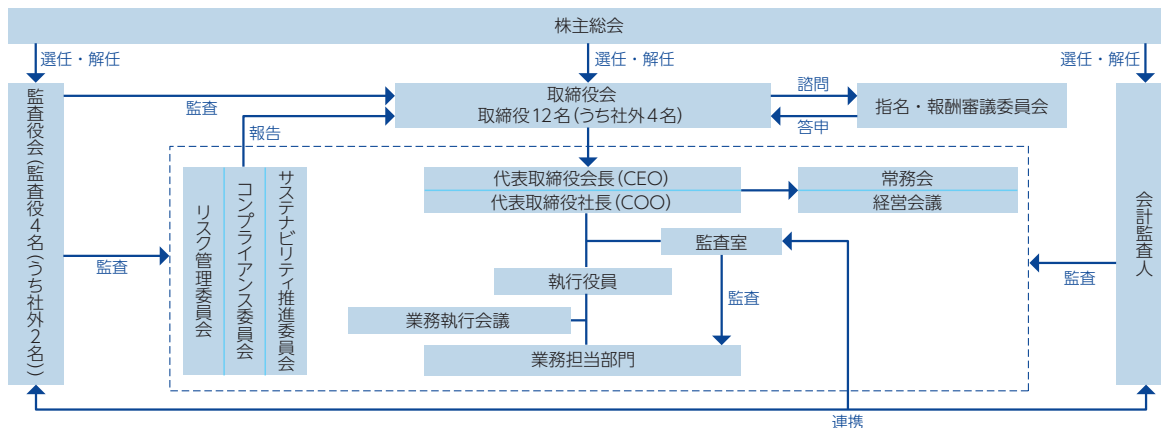
以上

## <ご参考> コーポレート・ガバナンス

### ●基本的な考え方

当社は、企業価値を高め、存在意義・存在価値のある企業として持続的な成長を目指すために、コーポレート・ガバナンスを充実・強化することを重要な経営課題の一つに位置付け、「キッセイ薬品 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定しています。本基本方針に定める事項の実践を通じて適切にコーポレートガバナンス・コードへ対応するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼を育み、社会に必要とされる健全で持続的な企業の発展を目指しています。

### ●コーポレート・ガバナンス体制（予定）



当社は、コーポレート・ガバナンス体制として、監査役会設置会社を採用しています。また、監査役会の機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を一層強化し、経営の監視機能の更なる充実を図ることが合理的と判断しています。取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めています。

取締役会から委ねられた業務の執行にあたっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め、経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長（CEO）が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長（COO）が事業全般の執行責任を担う体制としています。また、COOの意思決定ならびに取締役会に提案・報告する経営課題についての検討を補佐する目的で、COOの諮問機関として業務執行会議を設置しています。

### ●独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社においては、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、以下のいずれの事項にも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

1. 当グループの現在及び過去における業務執行者（注1）
2. 以下に該当する法人その他団体の現在及び過去3年間における業務執行者
  - (1) 当グループを主要な取引先（注2）とする法人その他団体、又は、当グループの主要な取引先（注2）である法人その他団体
  - (2) 当グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人その他団体である場合は、その団体に所属する者をいう。）
  - (3) 現在及び過去3事業年度において、当グループの会計監査人である監査法人
  - (4) 当グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人その他団体
  - (5) 当社の現在の主要株主（注4）である法人その他団体、又は、当社が現在主要株主となっている会社
  - (6) 当グループとの間で社外役員の相互就任の関係にある上場会社
3. 上記に掲げる業務執行者の二親等内の親族
  - (注) 1. 「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合における当該業務を執行する社員の職務を行うべき者、その他これに相当する者、使用人をいう。
  2. 「主要な取引先」とは、当グループとの間の製品や役務の対価としての取引金額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、相互の連結売上高の2%を超えていることをいう。また、当グループの資金調達において、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度末において、当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。
  3. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、過去3事業年度のうちいずれかの事業年度において、個人の場合は1,000万円以上、法人その他団体である場合はその総収入額に占める当グループからの支払額が2%を超えていることをいう。
  4. 「主要株主」とは、自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の10%以上の議決権を有している株主をいう。

## ●指名・報酬審議委員会

当社は、取締役の審議の独立性、客観性及びプロセスの透明性の確保を目的に、取締役会の諮問機関として、取締役及び監査役の選解任候補者の指名並びに取締役の報酬等について審議する指名・報酬審議委員会を設置しています。

## ●取締役会の実効性評価

当社の取締役会では、毎年1回、取締役会の実効性に関する自己評価を実施しています。全取締役および全監査役から寄せられた意見を集約し、取締役会で議論したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に活用しています。

### 《評価項目》

①取締役会／取締役／監査役の役割設定	⑤取締役会議長のリーダーシップ
②企業の組織体制	⑥取締役のスキル
③取締役会の議案内容と審議時間	⑦取締役会メンバーの多様性
④取締役会が入手すべき情報	⑧取締役会／取締役のパフォーマンス分析

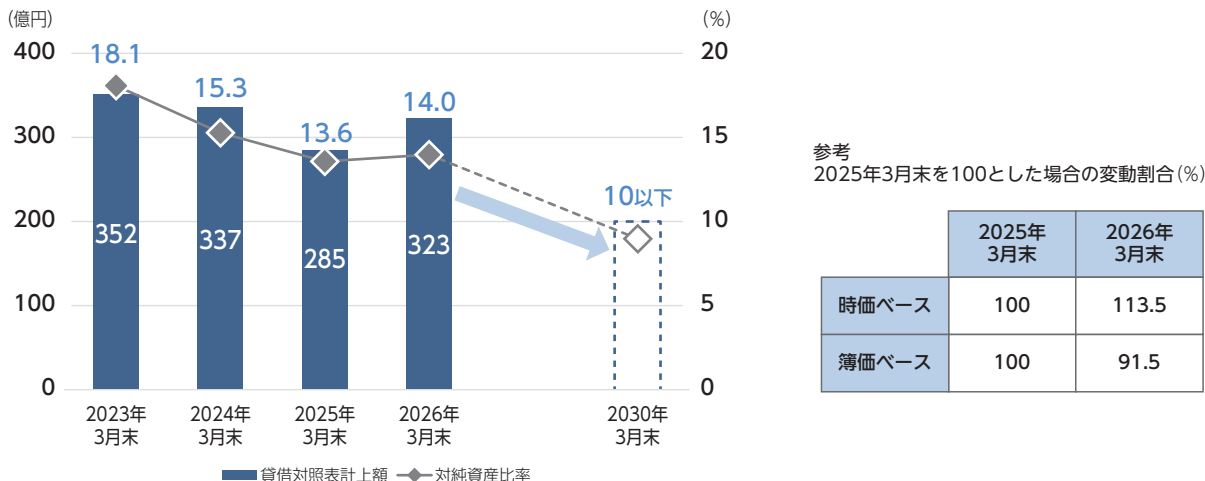
### 《評価結果》

2025年度に開催した当社取締役会は、評価結果およびそれに基づく取締役会での議論を踏まえ、意思決定・業務執行・監督機能が有効に発揮されていると認められ、取締役会の実効性は確保されていると評価しました。当社取締役会は、今後も資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、ROEやPBRをはじめとする資本効率に関する目標について議論を深め、取締役会の実効性向上に引き続き取り組んでいきます。

## ●政策保有株式

当社は、政策保有株式について、取引関係及び業務提携関係の開拓と発展を通じて、当グループの事業の安定と企業価値向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としています。取締役会は、個別の政策保有株式について、保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクと取引価額との関連性について具体的に評価・検証し、保有の継続、売却又は縮小について判断しています。また、保有の妥当性が認められない場合には、発行体企業の理解を得ながら、縮減を進めます。保有の妥当性が認められる場合であっても、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。なお、2026年3月末時点における政策保有株式の保有の妥当性に関しては、配当金・関連取引利益などの関連収益、減損確率や株価変動が当社自己資本へ与える影響、定性的な保有意義など、保有に伴う定量・定性両面の便益及びリスクと取引価額との関連性について、取締役会にて評価・検証を行いました。また、2025年度において、政策保有株式1銘柄の全株売却及び2銘柄の縮減を実施しています。

### 政策保有株式の縮減状況と見通し



中期経営計画Beyond 80 (2025年4月～2030年3月) においては、政策保有株式について、純資産に対する時価ベースの保有割合を最終年度末までに10%以下とすることを目標としています。

2026年3月末時点では、時価ベースの保有割合が14.0%と、一時的に上昇していますが、保有株式の株価上昇によるものであり、2025年3月末を100%とした場合、簿価ベースでは91.5%となり、実質的な政策保有株式の縮減は着実に進んでいます。

当社は今後も縮減方針を維持し、最終年度における目標達成に向けて取り組んでまいります。

## ●株主・投資家等との対話状況について(2025年度実績)

### 《対応方針》

当社は、「キッセイ薬品 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に従い、以下の通り対応方針を定め、株主・投資家等との建設的な対話に努めています。

1. 株主との対話に関しては、広報部が担当し、代表取締役社長（COO）、担当取締役、担当部門等と連携の上、適切に対応します。
2. 決算等の開示・説明においては、経営企画部門、経理部門、総務部門等が広報部と定期的に会議を行い、各々の専門の見地に基づき意見を交換し、株主との対話の支援を行っています。
3. 株主に対しては、決算説明会、当社ウェブサイトによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しています。
4. 株主との対話に当たっては、「キッセイ薬品情報開示方針」を制定し、法令及び社内規程に則り、重要事実の開示に株主間の格差が生じないよう配慮するとともに、インサイダー情報の取り扱いに十分留意しています。

### 《決算説明会（アナリスト・機関投資家対象）》

開催月	内容	当社対応者	参加者
2025年5月	通期決算	代表取締役社長（COO） 常務取締役財務管理部長（CFO） 上席執行役員開発本部長	60名
2025年11月	第2四半期（中間期）決算	代表取締役社長（COO） 常務取締役財務管理部長（CFO） 上席執行役員開発本部長	48名

### 《個人投資家向け会社説明会（個人投資家対象）》

開催月	内容	当社対応者	参加者
2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品業界の特徴</li> <li>・会社概要・事業概況</li> <li>・成長戦略</li> <li>・株主還元方針</li> </ul>	代表取締役社長（COO） 常務取締役財務管理部長（CFO）	289名

## 《個別IRミーティング》

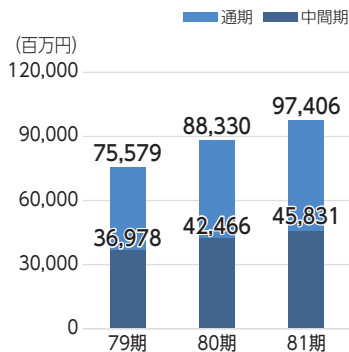
投資家等	実施回数	当社対応者
セルサイドアナリスト	23回	代表取締役社長（COO）（2回） 常務取締役財務管理部長（CFO）（2回） 上席執行役員開発本部長（1回） IR担当者（23回） 他
国内投資家	68回	代表取締役社長（COO）（4回） IR担当者（68回） 他
海外投資家	23回	代表取締役社長（COO）（3回） IR担当者（23回） 他

株主や投資家等との対話では、医薬品業界の動向や薬価制度の影響、業績および研究開発の状況などの事業環境や経営成績に関するテーマのほか、ESG・人材戦略や取締役会の構成、株主還元を含む資本政策などについて関心が寄せられました。対話において得られた意見等については、必要に応じて取締役会に報告し、経営戦略や中長期の価値創造の検討・レビューに活用しています。特に、2025年度においては、統合報告書の制作のほか、ESGを含む非財務情報の開示内容の充実に活用しました。

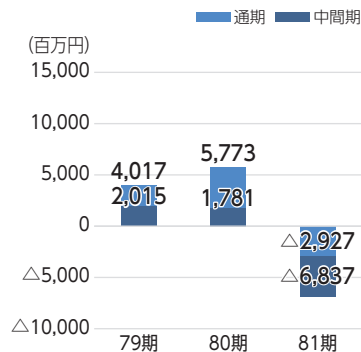
当社の統合報告書につきましては、当社ウェブサイト「統合報告書」をご参照ください。  
([https://www.kissei.co.jp/investor/library/annual\\_report/](https://www.kissei.co.jp/investor/library/annual_report/))

## 業績ハイライト

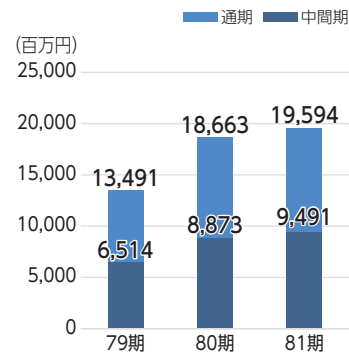
## ◆売上高



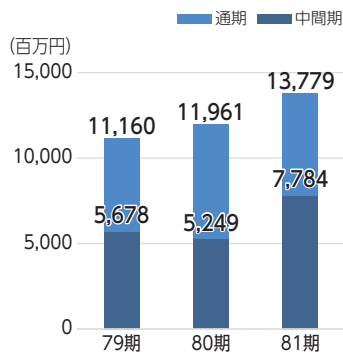
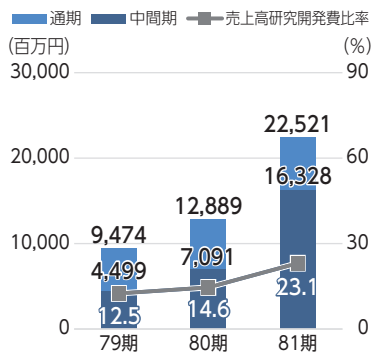
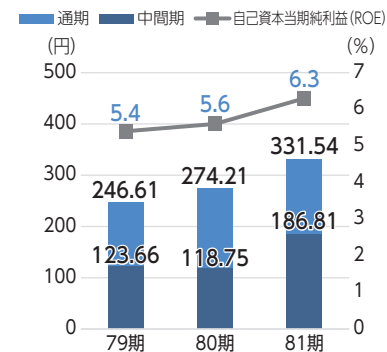
## ◆営業利益



## ◆研究開発費控除前営業利益



## ◆親会社株主に帰属する当期純利益

◆研究開発費／  
売上高研究開発費比率◆1株当たり当期純利益 (EPS)／  
自己資本当期純利益 (ROE)

## 業績ハイライト（研究開発パイプライン）

## ◆新薬開発状況（自社）

■ Beyond 80初年度の進捗  
2026年5月11日現在

一般名 / 開発番号	予定適応症	開発ステージ							提携企業
		Pre-IND	第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請準備中	承認申請中	発売	
リンザゴリクス	子宮筋腫	[Progress bar]							創製品
	子宮内膜症	[Progress bar]							創製品
オルタシデニブ	再発/難治性 急性骨髄性白血病	[Progress bar]							導入品 / ライジェル
Crestostimogene grenadenorepvec/ CG0070	高リスク患者における 筋層非浸潤性膀胱がん	[Progress bar]							導入品/CGオンコロジー 国際共同第Ⅲ相臨床試験
	中リスク患者における 筋層非浸潤性膀胱がん	[Progress bar]							導入品 / CGオンコロジー
ロパチレリン/ KPS-0373	脊髄小脳変性症	[Progress bar]							導入品 / 塩野義製薬
Matsupexole/ KDT-3594	パーキンソン病	[Progress bar]							創製品
KSP-0914	バセドウ病	[Progress bar]							創製品
KSP-0576	過活動膀胱/ 間質性膀胱炎・膀胱痛症候群	[Progress bar]							創製品
KSP-0930	ナルコレプシー	[Progress bar]							創製品
Veligrotug	活動性甲状腺眼症	[Progress bar]							導入品 / ビリジアン
Elegrobart	非活動性甲状腺眼症	[Progress bar]							導入品 / ビリジアン

## ◆新薬開発状況（導出）

■ Beyond 80初年度の進捗  
2026年5月11日現在

一般名 / 開発番号	予定適応症	実施国・ 地域	開発ステージ							提携企業
			第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請 準備中	承認 申請中	承認取得	発売	
リンザゴリクス	子宮筋腫	8カ国 <sup>※1</sup>	[Progress bar]							セラメックス
		台湾	[Progress bar]							シンモサバイオファーマ
		3カ国 <sup>※2</sup>	[Progress bar]							セラメックス
		韓国	[Progress bar]							JWファーマ
リンザゴリクス	子宮内膜症	8カ国 <sup>※1</sup>	[Progress bar]							セラメックス
		台湾	[Progress bar]							シンモサバイオファーマ
		3カ国 <sup>※2</sup>	[Progress bar]							セラメックス
ホスタマチニブ	持続性及び慢性 免疫性血小板減少症	韓国	[Progress bar]							JWファーマ
シロドシン	前立腺肥大症に伴う 排尿障害	ベトナム	[Progress bar]							エーザイ

※1 現在8カ国で販売中。うち、Beyond 80初年度はマルタ、ルクセンブルクの2カ国で新発売。/ ※2 ブラジル、南アフリカ共和国、メキシコ

# 事業報告

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、継続する賃上げ基調が個人消費を押し上げる契機となるとともに、年度後半からは、政府が掲げる責任ある積極財政方針が株式市場の活性化を促しました。一方、米国の関税政策の影響は一段落したものの、不安定な世界情勢に加え円安基調の継続などにより、エネルギーをはじめとする物価高騰の影響を受け、先行き不透明な状況で推移しました。

医薬品業界においては、円安やインフレーションによるコスト上昇の中で、2025年4月に新薬創出等加算対象品目、同対象品目以外の新薬、長期収載品といった医薬品をカテゴリ一別に評価する薬価の中間年改定に続いて、2026年4月にも薬価改定が実施されるなど、引き続き厳しい経営環境のもとに推移しています。また、情報サービス業界、建設・施設メンテナンス業界、物品販売業界においては、堅調なIT需要や設備投資意欲に加え、米国の関税政策への不安が和らぎ、景況感はやや緩やかな回復基調にありました。一方、物価は高騰し、国内需要は力強さを欠き、さらに国際情勢の不安定化により、依然として厳しい競争環境下にありました。

このような情勢の中で、当連結会計年度の売上高は974億6百万円（前連結会計年度比10.3%増）、営業損失は29億2千7百万円、経常損失は11億6千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は137億7千9百万円（前連結会計年度比15.2%増）となりました。

セグメントごとの業績については、医薬品事業の売上高は、779億5千万円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。過活動膀胱治療薬ベオーバ、顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬タブネオス、透析患者におけるそう痒症治療薬コルスバ、持続性及び慢性免疫性血小板減少症治療薬タバリスの売上の伸長などにより、増収となりました。

当社が創製したリンザゴリクス（一般名、製品名：イセルティ/Yseltly）は、国内においては、2026年3月に子宮筋腫を適応症として新発売しました。また、海外においては、セラメックス社（英国）は、引き続き欧州各国他において発売あるいは発売準備を行い、シンモサバイオファーマ社（台湾）は、台湾において2026年3月に子宮筋腫を適応症として新発売するなど、技術導出したパートナーによる事業化が進み、輸出売上高は増加しています。

ライジェルファーマシューティカルズ社（米国）から技術導入したホスタマチニブ（一般名、国内販売名：タバリス）は2025年7月に、本剤の韓国におけるサブライセンス先であるJWファーマシューティカル社（韓国）より新発売されました。

情報サービス事業の売上高は、文部科学省が推進するGIGAスクール政策に係る案件の受注により、142億3千7百万円（前連結会計年度比63.0%増）となりました。建設・施設メンテナンス事業の売上高は43億3千1百万円（前連結会計年度比26.1%増）、物品販売事業の売上高は8億8千6百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。

利益面では、増収を確保したものの、売上原価率の上昇、研究開発費を主とした販売費及び一般管理費の増加により、営業損失、経常損失となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。なお、特別利益として投資有価証券売却益を計上しています。

研究開発の状況では、ライジェルファーマシューティカルズ社から技術導入した急性骨髄性白血病治療薬オルタシデニブ（一般名）は承認申請準備中にあり、また創製品であるパーキンソン病治療薬 Matsupexole（一般名、開発番号：KDT-3594）の国内後期第Ⅱ相臨床試験は、2026年3月に開鍵され、主要評価項目を達成しました。さらに、バセドウ病治療薬KSP-0914（開発番号）の国内第Ⅰ相臨床試験を2025年8月に開始したことに続き、2026年2月には過活動膀胱／間質性膀胱炎・膀胱痛症候群治療薬KSP-0576（開発番号）の国内第Ⅰ相臨床試験、2026年3月にはナルコレプシー治療薬KSP-0930（開発番号）の国内第Ⅰ相臨床試験をそれぞれ開始し、当連結会計年度においては3品目の創製品を臨床開発段階に進めました。

技術導入では、2025年7月に、ビリジアンセラピューティクス社（米国）との間で、甲状腺眼症治療薬 Veligrotug（一般名）及び Elegrobart（一般名、開発番号：VRDN-003）の日本における独占的な開発権及び販売権の取得に関する契約を締結しました。

技術導出では、リンザゴリクスについて、2025年10月にサーチライトファーマ社（カナダ）に、カナダにおける独占的な開発権及び販売権を許諾しました。また、JWファーマシューティカル社は、韓国において子宮筋腫を適応症とした第Ⅲ相臨床試験を実施しています。なお、オルタシデニブについて、2026年5月にオリエントユーロファーマ社（台湾）に、台湾における開発権及び販売権を許諾しました。

また、当社は2025年4月に、多くのライフサイエンス領域の企業、研究機関が集積する米国マサチューセッツ州ボストンエリアに、創薬研究のオープンイノベーション拠点として、米国子会社KISSEI AMERICA,INC.（本社：ニュージャージー州フォートリー）の新オフィス「Boston Open Innovation Office」を開設しました。

個別製品の状況としましては、タブネオスについては、米国食品医薬品局（FDA）は2026年3月31日に、本剤を服用した患者における重度の薬物誘発性肝障害を特定したとして、患者さんおよび医療従事者へ注意喚起を促す通知を発出しました。さらにFDAの医薬品評価研究センター（CDER）は2026年4月27日に、新たに得られた情報により、有効性が示されていないこと、承認申請書類には重要な事実と反した記載が含まれていたことが明らかになったとして、米国における承認の撤回を提案する旨を公表しました。また、欧州医薬品庁（EMA）は2026年1月30日に、国際共同第Ⅲ相臨床試験データの整合性に疑義が生じたため、EMAの欧州医薬品委員会（CHMP）によるレビューを開始したことを公表しました。当社は、欧米の情報を収集するとともに、必要な情報を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提供して厚生労働省を含めて協議を行い、2026年5月15日に、医療従事者に慎重な投与を要請する情報提供活動を開始しました。また、2026年5月21日に、重篤な肝機能障害について日本の添付文書を改訂するとともに、これを医療従事者に伝達し注意喚起を行う安全性速報（ブルーレター）を発出しました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、56億9千9百万円でした。その主なものは、製剤工場の建設に関する支出です。

## (3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

国際情勢の緊張の高まりや地政学リスクの長期化により、依然としてマクロ経済は先行き不透明な状況にあります。わが国においては、コストプッシュ型の物価上昇、人手不足、不安定な内需拡大に反して、株式市況の活性化が続いています。さらに、少子高齢化の進展に伴う人口減少により、社会構造は大きく変化しています。このような状況下において、社会保障制度の持続性確保が喫緊の課題とされ、医療費の伸びを抑制するために、毎年の薬価改定をはじめとする薬剤費抑制策が推し進められており、製薬産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

製薬企業には、医薬品の安定的な供給、ドラッグ・ラグ/ドラッグ・ロスの解消、希少疾病・難病治療薬の創出、高度化する医療ニーズへの取り組みが求められています。さらに、上場企業に対して、東京証券取引所はPBRやROEを指標として、株価や資本コストを意識した経営の実現に向けた対応を要請するとともに、金融庁は、投資家が適正に投資判断を行うことができるよう、財務情報と合わせ、非財務情報としてサステナビリティに関する取り組みを開示することを求めています。

当社は、2025年4月より中期5ヵ年経営計画Beyond 80をスタートさせました。Beyond 80は、経営環境が激変する中で、経営理念の実現に向けて、創薬研究開発型企業として持続的成長を遂げることを志向し、10年後（2034年度）の目指す姿として、以下を定めています。

- ・創製品を継続的に上市し、医薬品事業を拡大している。
- ・創薬を中心に、研究開発パイプラインを拡充している。
- ・新たな海外収益基盤を構築している。
- ・環境経営を推進し、脱炭素・循環型社会の実現に貢献している。
- ・これらを遂行し、ROE10%以上、10年平均成長率（CAGR）は売上高5%以上、研究開発費控除前営業利益10%以上を実現している。

その上で、Beyond 80の5年間を成長投資期と位置付け、研究開発を主とする成長投資を活化するとともに、PBR1倍超、ROE8%以上に向上させることを株主の皆さまにコミットし、以下の5つの課題に対処してまいります。

### ①研究開発パイプラインの拡充

当社の強みである低分子創薬にフォーカスし、AIなどの技術革新を取り入れ、創薬研究を推進します。また、開発テーマの戦略的かつ効率的な推進と成長戦略に合致したライセンスインにより、将来の持続的成長の原動力たる研究開発パイプラインを拡充します。

## ②国内事業の拡大

既存主力製品の売上最大化、開発後期ステージにある新薬の事業化を推進するとともに、製造・供給機能、及び情報収集提供機能を強化し、国内医薬品事業を成長させます。また、ヘルスケア食品事業においては、市場ニーズを捉えた新製品の開発・上市を加速させ、収益力を強化します。

## ③海外収益の拡大

海外パートナー企業と協力し、リンザゴリクス（一般名）の発売国の拡大と市場深耕を推進するとともに、新たな創製品のライセンスアウトを実現し、海外収益基盤を強化、拡大します。

## ④サステナビリティ活動の推進

脱炭素・循環型社会の実現に向けて環境経営を強化するとともに、人的資本の充実、事業継続マネジメントを推進します。

## ⑤経営基盤の強化

DXを推進し、業務の効率化並びに高度化を図ります。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組むとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・構築します。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 78 期	第 79 期	第 80 期	第 81 期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高		67,493百万円	75,579百万円	88,330百万円	97,406百万円
経常利益又は損失(△)		598百万円	6,142百万円	6,974百万円	△1,162百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益		10,528百万円	11,160百万円	11,961百万円	13,779百万円
1株当たり当期純利益		228円31銭	246円61銭	274円21銭	331円54銭
純 資 産		194,814百万円	221,136百万円	210,126百万円	231,536百万円
総 資 産		221,200百万円	260,929百万円	244,059百万円	275,086百万円

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ①親会社の状況

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
キッセイ商事株式会社	50	100.0	資材の仕入・販売
キッセイコムテック株式会社	334	83.0	システム開発、情報処理
ハシバテクノス株式会社	45	100.0	建設請負、施設メンテナンス

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当グループは、医療用医薬品の製造販売を主な事業内容とし、さらに関連する資材の仕入・販売、システム開発、情報処理、建設請負、施設メンテナンス、情報収集・開発支援及びその他サービス等の事業活動を展開しています。

## (8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当 社	キッセイ薬品工業株式会社	本社	長野県松本市	
		東京本社	東京都文京区	
		支店 (10カ所、支店の下に42営業所)	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都文京区、横浜市、松本市、 名古屋市、大阪市、広島市、 福岡市	
		工場	松本工場	長野県松本市
			塩尻工場	長野県塩尻市
		研究所	中央研究所	長野県安曇野市
			第二研究所	
			製剤研究所	新潟県上越市
上越化学研究所				
ヘルスケア事業センター	長野県塩尻市			
子会社	キッセイ商事株式会社	本社	長野県松本市	
		製麺工場	長野県塩尻市	
	キッセイコムテック株式会社	本社	長野県松本市	
		東京事業所	東京都豊島区	
ハシバテクノス株式会社	本社	長野県松本市		

(注) 東京都中央区の東京本社は、2025年8月に東京都文京区の東京本社へ集約しました。

**(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)**

## ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,786名 (221名)	8名増 (19名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

## ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,297名 (145名)	4名減 (9名増)	42.7歳	18.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

**(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)**

借入先	借入額 (百万円)
株式会社八十二長野銀行	830
株式会社みずほ銀行	420

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 227,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 46,541,985株
- (3) 株主数 4,106名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,033	12.14
株 式 会 社 八 十 二 長 野 銀 行	2,063	4.98
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,840	4.44
有 限 会 社 カ ン ザ ワ	1,678	4.05
神 澤 陸 雄	1,550	3.74
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	1,344	3.24
鍋 林 株 式 会 社	1,222	2.95
キ ッ セ イ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,212	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,112	2.68
塩 野 義 製 薬 株 式 会 社	914	2.20

(注) 当社は自己株式を5,089,961株保有していますが、上記大株主には記載していません。  
 なお、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しています。

### (5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は以下の通りです。

区 分	株式の種類及び数	交付を受けた人数
取締役 (社外役員を除く)	当社普通株式 12,255株	8名

(注) 1. 上記株式は譲渡制限付株式報酬として交付されたものです。  
 2. 社外取締役及び監査役は株式報酬制度の対象ではありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	神 澤 陸 雄		公益財団法人神澤医学研究振興財団理事長
代表取締役社長	竹 花 泰 雄		
取締役副社長	福 島 敬 二		
専務取締役	高 山 哲		
常務取締役	北 原 孝 秀	財務管理部長	
取締役相談役	降 旗 喜 男		
取 締 役	野 明 浩 史	医薬営業本部長	
取 締 役	宮 澤 敬 治	研究本部長	
取 締 役	清 水 重 孝		
取 締 役	野 村 稔		野村ユニソン株式会社取締役会長
取 締 役	内 川 小百合		学校法人秋桜会理事長 丸の内ビジネス専門学校校長 アルピコホールディングス株式会社社外監査役
取 締 役	大 月 良 則		
常勤監査役	菊 池 伸 次		
常勤監査役	腰 原 なおみ		
監 査 役	中 川 寛 道		中川寛道法律事務所弁護士
監 査 役	岩 渕 道 男		岩渕道男公認会計士事務所公認会計士・税理士 株式会社竹内製作所社外取締役監査等委員 株式会社R&Cホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏は、社外取締役です。
2. 取締役野村稔氏は、2025年8月に野村ユニソン株式会社代表取締役会長から同社取締役会長に異動しました。
3. 取締役内川小百合氏は、株式会社長野銀行（現 株式会社八十二長野銀行）社外取締役を兼職していましたが、2025年12月をもって退任しました。
4. 監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏は、社外監査役です。
5. 監査役岩渕道男氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 当社は取締役清水重孝氏、取締役野村稔氏、取締役内川小百合氏及び取締役大月良則氏並びに監査役中川寛道氏及び監査役岩渕道男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

7. 当社では執行役員制度を導入しています。当期末における執行役員は、次のとおりです。

上席執行役員	金子 薫	秘書室長
上席執行役員	清野 雄治	開発本部長
上席執行役員	保積 克司	医薬営業本部東京支店長
執行役員	駒村 孝幸	経営企画部長
執行役員	永沼 剛	製薬本部長
執行役員	三島 康正	ヘルスケア事業部長
執行役員	桐澤 康彦	法務部長

## (2) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

### ①被保険者の範囲

当社及び当社の子会社の全ての取締役及び監査役

### ②保険契約の内容の概要

#### 1. 被保険者の実質的な保険料等負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

#### 2. 填補の対象となる保険事故の概要及び被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある実害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容及び決定方法

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主及び従業員に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、定額で支給する金銭報酬（固定報酬）である基本報酬（以下、基本報酬という。）、各事業年度の実績等に応じて、その額が決定される金銭報酬である業績連動賞与（短期インセンティブ）（以下、業績連動賞与という。）、中長期インセンティブとしての非金銭報酬（以下、株式報酬という。）で構成し、社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみを支払うこととします。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例で支給するものとし、各職責を踏まえた職位（役位）別の基準報酬額を設定の上、取締役としての経験等を加味した額をもって設定します。設定に際しては、職位（役位）間

における報酬額のバランスや会社業績等も考慮します。

3. 業績連動賞与並びに株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各職責を踏まえた職位（役位）別の基準報酬額を設定の上、各事業年度の連結営業利益の達成率に応じて算出された係数を各取締役（社外取締役を除く。）の基準報酬額に乗じて決定した額を、毎年一定の時期に支給します。なお、個別の業績等を別途考慮することがあります。また、算出に用いる業績指標は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬審議委員会の答申を踏まえ、見直しを行うものとしします。

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において、毎年一定の時期に交付します。各取締役（社外取締役を除く。）に付与する譲渡制限付株式の個数は、職位（役位）、職責、在任期間等を考慮して決定します。なお、株式報酬の交付に際しては、各取締役（社外取締役を除く。）との間において、交付日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨の譲渡制限及び、一定の非違行為等があった場合には、当社が株式を当然に無償で取得すること等を内容とする譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしします。

4. 報酬構成の割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬構成の割合は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしても十分に機能させるため、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえ、指名・報酬審議委員会の審議を経て、決定します。

社外取締役の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみとしします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額及び内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定します。

なお、上記の基本方針等は、2025年6月24日開催の第80期定時株主総会にて決議された役員報酬制度改定に伴い、同日開催の取締役会において決議された内容です。

## ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する事項は、2025年6月24日開催の第80期定時株主総会において、次のとおり決議されています。

区 分		決議の内容	当該株主総会終了時の員数 (括弧内は社外取締役の員数) (名)
取締役	固定報酬	・基本報酬及び業績連動賞与で構成される金銭報酬枠を年額5億円以内(うち、社外取締役分は固定報酬につき年額500万円以内)(注1)	12 (4)
	業績連動賞与		8
	譲渡制限付株式	・無償交付方式又は現物出資方式により、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年4万株以内(注2) ・譲渡制限付株式付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額1億円以内(注1)	8
監査役	—	・年額960万円以内	4

- (注) 1. 取締役の報酬等の額は、固定報酬、業績連動賞与及び譲渡制限付株式をあわせて、年額6億円以内と決議されており、当該金額はその内枠です。
2. 当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

## ③取締役及び監査役の報酬等の種類別の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数					
		固定報酬 (百万円)	員数 (名)	業績連動賞与 (百万円)	員数 (名)	譲渡制限付株式 (百万円)	員数 (名)
取締役 (うち、社外取締役)	338 (24)	301 (24)	12 (4)	— (—)	— (—)	37 (—)	8 (—)
監査役 (うち、社外監査役)	46 (10)	46 (10)	4 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合 計	384	347	16	—	—	37	8

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当事業年度の取締役の個人別の報酬等の額及び内容については、株主総会で決議された範囲内において、指名・報酬審議委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役野村稔氏は、野村ユニソン株式会社の取締役（2025年8月以前は代表取締役）です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役内川小百合氏は、アルピコホールディングス株式会社の社外監査役です。当社と同社との間には取引関係があり、当社は同社の発行済株式の5.4%を保有しています。また、同氏は2025年12月まで株式会社長野銀行（現 株式会社八十二長野銀行）の社外取締役を兼職しており、当社と同行との間には取引関係があります。いずれも社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はありません。また、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中川寛道氏は、中川寛道法律事務所の代表です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩渕道男氏は、岩渕道男公認会計士事務所の代表、株式会社竹内製作所の社外取締役監査等委員、株式会社R&Cホールディングスの社外監査役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況 並 び に 発 言 状 況 及 び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	清 水 重 孝	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、金融機関での財務会計に関する豊富な知識と会社経営者としての経験と知見に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取 締 役	野 村 稔	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、会社経営者としての企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取 締 役	内 川 小百合	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、学校法人経営者としての組織開発及び人材育成に関する豊富な知識と教育業界での経験に基づき、当社の経営に関し多様な価値観及び客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
取 締 役	大 月 良 則	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、地方行政での福祉・医療・経済・国際交流に関する豊富な知識と経験に基づき、当社の経営に関し客観的な視点から、適宜指摘・助言等を行っています。
監 査 役	中 川 寛 道	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての法律全般に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監 査 役	岩 渕 道 男	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての財務会計に関する豊富な知識及び専門的見地に基づき、適宜指摘・発言等を行っています。また、当事業年度に開催の監査役会14回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役4名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った結果、適正な監査を実施するために本監査報酬が妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外であるサステナビリティ情報開示に関する第三者保証業務についての対価を支払っています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「キッセイ薬品内部統制基本方針」について以下のとおり決定しています。

### 《キッセイ薬品内部統制基本方針》

キッセイ薬品工業株式会社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ永続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法に従い、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

#### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。又、取締役会は、コンプライアンス推進部門責任者をして、コンプライアンス推進を統括せしめると共に、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。尚、コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス推進部門の長とする。
- ②取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれる様、内部通報者保護法に従い、法務部門責任者をして、通報・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

#### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。又、法務部門責任者をして、文書管理規程を運用せしめ、これにより、必要な文書（磁氣的記録その他の記憶媒体を含むものとする。）を関連資料その他情報と共に、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
- ②文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に遅滞なくその閲覧に供する。
- ③文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。
- ②リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に掌管させる。又、当社は、取締役会の諮問機関としてこれら3部門の部門責任者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理体制整備の進捗状況を監視すると共に、具体的な個別事案の

検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。尚、リスク管理委員会の委員長は、取締役社長が任命する。

- ③各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備すると共に、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。又、新たに発生したリスクについては同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社における一定基準以上の全ての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは随時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。
- ②取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制とを意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定手続きを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。
- ③取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。又、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保する体制

- ①キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法経営を行う。
- ②当社は、取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各グループ企業の取締役会決議前に当社関連企業管理部門に承認を求め又は、報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。又、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。
- ③グループ全体の通報・相談制度を設け、法律違反及び社内規則違反等に関する情報の収集、確保に努め、グループ各社における自浄機能により、未然に適切な対応がとれるようグループ全体の遵法経営体制を整備する。
- ④グループ企業は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスク・マネジメントを行い、当社は、グループ企業のリスク・マネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施策を実施する。
- ⑤グループ企業の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、グループ企業の業務分掌、職務権限及び意思決定に関する明確な手続きを整備する。

#### (6) 財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保するための体制

- ①財務報告等に係る内部統制構築・評価の基本方針を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告及び非財務情報の開示の信頼性を確保する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項**

- ①監査役は、職務を補助すべき使用人が必要な場合、速やかに取締役社長と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を使用することができる。
- ②監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。
- ③補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査役会の事前の承認を得なければならない。

**(8) 当社の取締役及び使用人並びにグループ企業の取締役、監査役及び使用人による監査役又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制**

- ①当社並びにグループ企業の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上定め、当社取締役、部門責任者又は、グループ企業の取締役等が報告をする。
- ②監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒヤリングを実施する機会を与える。
- ③監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。
- ④監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び、グループ企業の取締役・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- ⑤監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行う。

**(9) 反社会的勢力及び腐敗行為を排除するための体制**

- ①キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備する。
- ②腐敗行為禁止基本方針に則り、誠実・清廉な企業文化の陶冶に努め、法令・社会規範を遵守し、且つ、公正な取引と健全な競争を事業の基本として、贈賄を含む、如何なる腐敗行為を事業活動から排除する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

### (1) 内部統制システム全般に関する事項

- ①当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」、さらには「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し、全社員に周知徹底しています。
- ②最高執行責任者（COO）直轄の監査室が「内部監査規程」に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき、各部門の業務活動の有効性・効率性及びコンプライアンス等の観点から内部監査を実施しています。
- ③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づき内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価しています。

### (2) コンプライアンス体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関である「コンプライアンス委員会」で承認した計画の下、「コンプライアンス・プログラム」を推進し、法令遵守体制の徹底を図りました。なお、当社グループのコンプライアンス推進状況については、2026年2月開催の取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②各部門のコンプライアンス推進責任者及び推進担当者を通じて、所轄部署のプログラムの推進及び、所属員に対する啓発並びに教育を実施しました。経営会議における経営層及び上級職員に対する啓発研修に加え、法令等が定める教育・研修を計画的継続的に実施しました。
- ③法令違反等の早期発見と早期是正を意図して公益通報者保護法に基づく通報相談制度を整備し、運用しています。また、2025年8月には、コンプライアンス意識及び実践状況の把握を目的に全従業員を対象としたアンケートを実施しました。さらに2025年12月には、全部門を対象に全ての事業業務が法令に適合していることを確認するための法令点検を実施しました。

### (3) 情報の保存及び管理に関する事項

- ①取締役の職務執行に関する文書の取扱いについては、文書総括管理責任者（法務部門責任者）の下、「文書管理規程」に基づき必要な文書を適切かつ検索性の高い状態で保存・管理しました。なお、当社グループの文書管理状況については、2026年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門において文書管理責任者及び文書管理担当者を任命し、所轄部署の文書管理を行いました。

### (4) リスク管理体制に関する事項

- ①取締役会の諮問機関として「リスク管理委員会」を設置の上、当社グループにおいて発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制を整備し、その進捗状況を監視しました。なお、当社グループのリスク管理状況については、2026年2月開催の取締役会において適正に運用されている旨の報告が行われました。
- ②各部門においてリスク管理責任者及びリスク管理担当者を任命し、所轄部署のリスク管理を行いました。

### (5) 取締役の効率的な職務執行に関する事項

- ①当社における取締役会は、経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、常に活発な議論を尽くし、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めています。なお、当事業年度において、取締役会は計14回開催されました。
- ②取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長（CEO）が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長（COO）が事業全般の執行責任を担う体制としています。
- ③中期経営計画Beyond 80（2025年4月～2030年3月）及び年度経営計画（2025年4月～2026年3月）に基づき、進捗管理並びに業績管理を行いました。

### (6) グループ企業に関する事項

- ①「関係会社管理規程」に基づき、グループ企業がその自主性を発揮し、事業の遂行と安定成長するための指導・管理を行いました。なお、グループ各社の内部統制の整備・運用状況については、2026年1月開催の各社取締役会及び同年2月開催の当社取締役会において適正に実施されている旨の報告が行われました。
- ②「経営会議」においてグループ各社の代表取締役及び役付取締役の出席を求め、当社グループの経営情報や業務活動内容の共有化を図りました。

### (7) 監査役の実効的な監査に関する事項

- ①監査役は、取締役会に出席する（グループ企業も同様）とともに、「経営会議」「業務執行会議」をはじめとする社内の重要な会議体へ出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けました。
- ②監査役は、代表取締役会長及び代表取締役社長、取締役、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換を行うなどの連携を図ったほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」などの会議体に出席し運用体制の把握と進捗管理を行いました。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>114,969</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>21,688</b>
現金及び預金	29,057	支払手形及び買掛金	6,661
受取手形	90	短期借入金	1,250
売掛金	30,671	未払法人税等	5,006
契約資産	821	賞与引当金	2,298
有価証券	25,367	販売費引当金	129
商品及び製品	12,463	契約負債	846
仕掛品	790	その他	5,494
原材料及び貯蔵品	12,268	<b>固 定 負 債</b>	<b>21,862</b>
その他	3,437	繰延税金負債	21,029
<b>固 定 資 産</b>	<b>160,117</b>	役員退職慰労引当金	220
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>28,093</b>	資産除去債務	130
建物及び構築物	11,042	その他	482
土地	10,695	<b>負 債 合 計</b>	<b>43,550</b>
建設仮勘定	543	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	5,811	<b>株 主 資 本</b>	<b>169,339</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,969</b>	資本金	24,356
ソフトウェア	1,703	資本剰余金	24,243
のれん	176	利益剰余金	136,253
その他	89	自己株式	△15,513
<b>投資その他の資産</b>	<b>130,055</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>60,806</b>
投資有価証券	104,271	その他有価証券評価差額金	54,076
長期貸付金	4	退職給付に係る調整累計額	6,730
退職給付に係る資産	13,287	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,390</b>
繰延税金資産	538	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>231,536</b>
長期前払費用	10,814	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>275,086</b>
その他	1,157		
貸倒引当金	△18		
<b>資 産 合 計</b>	<b>275,086</b>		

## 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	97,406
売上原価	51,587
売上総利益	45,818
販売費及び一般管理費	48,745
営業損失	2,927
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,743
有価証券売却益	90
有価証券評価益	305
その他	128
営業外費用	
支払利息	28
為替差損	363
支払手数料	85
その他	26
経常損失	504
経常利益	1,162
特別利益	
固定資産売却益	833
投資有価証券売却益	17,044
移転補償金	371
特別損失	
固定資産処分損	132
投資有価証券売却損	62
税金等調整前当期純利益	16,891
法人税、住民税及び事業税	6,208
法人税等調整額	△3,278
当期純利益	13,960
非支配株主に帰属する当期純利益	181
親会社株主に帰属する当期純利益	13,779

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,356	24,226	131,488	△14,520	165,550
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△4,841	-	△4,841
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	13,779	-	13,779
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△5,217	△5,217
自 己 株 式 の 処 分	-	17	-	51	68
自 己 株 式 の 消 却	-	-	△4,173	4,173	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	17	4,764	△992	3,789
当 期 末 残 高	24,356	24,243	136,253	△15,513	169,339

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	38,752	4,701	43,453	1,122	210,126
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△4,841
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	-	-	-	-	13,779
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△5,217
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	68
自 己 株 式 の 消 却	-	-	-	-	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	15,323	2,028	17,352	267	17,620
当 期 変 動 額 合 計	15,323	2,028	17,352	267	21,409
当 期 末 残 高	54,076	6,730	60,806	1,390	231,536

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>103,671</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,955</b>
現金及び預金	23,097	買掛金	2,773
特定金銭信託	2,196	短期借入金	760
売掛金	27,242	リース債務	42
有価証券	25,367	未払金	4,124
商品及び製品	12,384	未払法人税等	4,494
仕掛品	51	賞与引当金	1,717
材料及び貯蔵品	12,216	販売費引当金	129
その他	1,114	その他	1,913
<b>固定資産</b>	<b>145,382</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,357</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>25,148</b>	リース債務	8
建物	10,835	長期未払金	350
構築物	240	繰延税金負債	17,880
機械及び装置	2,484	資産除去債務	117
車両運搬具	28	<b>負債合計</b>	<b>34,312</b>
工具、器具及び備品	2,167	<b>(純資産の部)</b>	
土地	8,708	<b>株主資本</b>	<b>160,987</b>
リース資産	52	資本金	24,356
建設仮勘定	630	資本剰余金	24,264
<b>無形固定資産</b>	<b>1,881</b>	資本準備金	24,247
ソフトウェア	1,802	その他資本剰余金	17
その他	78	<b>利益剰余金</b>	<b>127,879</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>118,353</b>	利益準備金	940
投資有価証券	103,127	その他利益剰余金	126,939
関係会社株式	859	別途積立金	68,100
長期貸付金	3	繰越利益剰余金	58,839
長期前払費用	10,809	<b>自己株式</b>	<b>△15,513</b>
前払年金費用	2,809	<b>評価・換算差額等</b>	<b>53,754</b>
敷金及び保証金	242	その他有価証券評価差額金	53,754
その他	517	<b>純資産合計</b>	<b>214,741</b>
貸倒引当金	△15	<b>負債純資産合計</b>	<b>249,054</b>
<b>資産合計</b>	<b>249,054</b>		

## 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	77,950
売上原価	37,527
売上総利益	40,423
販売費及び一般管理費	44,948
営業損失	4,524
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,719
有価証券売却益	90
有価証券評価益	305
その他	171
営業外費用	
支払利息	19
為替差損	363
支払手数料	85
その他	79
経常損失	548
経常利益	2,785
特別利益	
固定資産売却益	833
投資有価証券売却益	17,044
特別損失	
固定資産処分損	132
投資有価証券売却損	62
税引前当期純利益	14,896
法人税、住民税及び事業税	5,597
法人税等調整額	△3,226
当期純利益	12,526

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金			
					オーナ/パーソン 促進税制積立金	別 積 立 金	途 線 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	24,356	24,247	－	24,247	940	830	68,100	54,497	124,368
当 期 変 動 額									
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△4,841	△4,841
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	12,526	12,526
目的積立金	－	－	－	－	－	△830	－	830	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	17	17	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－	△4,173	△4,173
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	17	17	－	△830	－	4,341	3,511
当 期 末 残 高	24,356	24,247	17	24,264	940	－	68,100	58,839	127,879

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△14,520	158,451	38,577	38,577	197,028
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	－	△4,841	－	－	△4,841
当期純利益	－	12,526	－	－	12,526
目的積立金	－	－	－	－	－
自己株式の取得	△5,217	△5,217	－	－	△5,217
自己株式の処分	51	68	－	－	68
自己株式の消却	4,173	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	15,177	15,177	15,177
当期変動額合計	△992	2,535	15,177	15,177	17,712
当 期 末 残 高	△15,513	160,987	53,754	53,754	214,741

## 株主総会 会場ご案内図



### キッセイ薬品工業株式会社 本社

#### 会場

長野県松本市芳野19番48号 当社本社  
電話0263 (25) 9081 (代表)

#### 交通

- JR篠ノ井線「南松本駅」より徒歩15分
- JR篠ノ井線「松本駅」より車で15分

電子提供措置の開始日 2026年6月1日

株 主 各 位

第81期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

【連結計算書類】  
連結注記表

【計算書類】  
個別注記表

【監査報告】  
連結計算書類に係る会計監査報告  
計算書類に係る会計監査報告  
監査役会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

**キッセイ薬品工業株式会社**

## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称  
キッセイ商事株式会社  
キッセイコムテック株式会社  
ハシバテクノス株式会社

②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 KISSEI AMERICA, INC.
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法
- ロ. その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等以外のもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ハ. 特定金銭信託 時価法
- ニ. 棚卸資産 主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
  - 主として定額法
  - 連結子会社は主として定率法
  - ただし、連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
  - なお、主な耐用年数は次のとおりです。
  - 建物及び構築物 5年～50年

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）  
 定額法  
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法
- ハ. リース資産  
 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
- 二. 長期前払費用  
 均等償却
- ③のれんの償却の方法及び償却期間  
 定額法 5年
- ④重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金  
 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ロ. 賞与引当金  
 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。
- ハ. 役員賞与引当金  
 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しています。
- 二. 販売費引当金  
 連結会計年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に備えて、当連結会計年度中の経費実績率により算出した金額を計上しています。
- ホ. 役員退職慰労引当金  
 連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しています。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①連結子会社の事業年度等に関する事項  
 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
- ②退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しています。
- ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法  
 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

### ③重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

#### イ. 製商品の販売等

当グループは、医薬品事業において医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売、情報サービス事業において情報関連機器等の販売及び貸出、物品販売事業において麺類等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、海外ライセンス契約に基づく輸出取引については、各契約で規定する貿易条件に基づき製商品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

物品販売事業における製商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しています。

#### ロ. 技術導出におけるライセンス収入

当グループは、医薬品事業の国内医薬品及び海外ライセンスにおいて技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストーン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストーン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストーンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

#### ハ. 工事契約等

当グループは、情報サービス事業においてシステム開発の請負契約及び保守契約、建設・施設メンテナンス事業において建築・土木請負工事契約を締結しています。これらの工事契約等については、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しています。当連結会計年度末までに発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。ただし、進捗度の合理的な見積りができない工事契約等については、原価回収基準を適用しています。また、工期のごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	45,461百万円
(2) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

## 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額	97,406百万円
------------------------	-----------

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	47,911	－	1,369	46,541

(注) 発行済株式の総数の減少1,369千株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。

## (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	5,106	1,369	1,385	5,089

(注) 自己株式の数の増加1,369千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,369千株並びに譲渡制限付株式報酬の無償取得及び単元未満株式の買取り0千株によるものであり、減少1,385千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,369千株及び株式報酬による減少16千株によるものです。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,354	55	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	2,487	60	2025年9月30日	2025年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,145	利益剰余金	100	2026年3月31日	2026年6月24日

## 7. 金融商品に関する注記

## (1) 金融商品の状況に関する事項

## ①金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針です。

## ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当グループの与信管理に関する規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、有価証券運用規程に則った運用を行い、運用状況について財務管理部長が定期的に取締役会に報告しています。

## ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません（(注2)を参照ください）。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	128,606	128,606	－
資 産 計	128,606	128,606	－

## (注1) 有価証券に関する事項

## 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引金融機関等から提示された価格、投資信託は基準価格によっています。

また、保有目的ごとの有価証券に関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

## 1) 売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 305百万円

## 2) その他有価証券

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は21,955百万円であり、売却益の合計額は17,044百万円、売却損の合計額は62百万円です。

(単位：百万円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,958	90,714	76,755
	債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	その他	3,692	5,885	2,193
	小 計	17,651	96,600	78,948
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,079	1,047	△32
	債券			
	国債・地方債等	—	—	—
	社債	1,552	1,427	△124
	その他	—	—	—
	その他	30,157	29,531	△626
	小 計	32,789	32,006	△783
合 計		50,441	128,606	78,165

## (注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	564
関 係 会 社 株 式	467

これらについては、「その他有価証券」には含めていません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	29,057	20	—	—
受取手形	90	—	—	—
売掛金	30,671	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	25,368	893	934	400
合 計	85,188	913	934	400

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	91,761	—	—	91,761
社債	1,427	—	—	1,427
その他	25,018	—	—	25,018
資産計	118,207	—	—	118,207

(注) 1. 投資信託の時価は上記に含めていません。投資信託の連結貸借対照表計上額は10,398百万円です。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	医薬品	情報サービス	建設・施設メン テナンス	物品販売	合計
売上高					
医薬品事業					
国内医薬品	67,764	—	—	—	67,764
輸出・海外ライセンス	6,691	—	—	—	6,691
ヘルスケア食品	3,494	—	—	—	3,494
情報サービス事業	—	17,225	—	—	17,225
建設・施設メンテナンス事業	—	—	7,381	—	7,381
物品販売事業	—	—	—	1,137	1,137
顧客との契約から生ずる収益	77,950	17,225	7,381	1,137	103,694
外部顧客への売上高	77,950	14,237	4,331	886	97,406
内部売上高又は振替高	—	2,987	3,049	251	6,288
計	77,950	17,225	7,381	1,137	103,694

## (2) 顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生ずる収益認識を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## (3) 残存履行義務に配分した取引価格についての情報

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識している契約、並びに知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用料に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めていません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	152
1年超5年以内	1
合計	154

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,552円11銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 331円54銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

## (1) 重要な契約の締結

当社は、ライジェルフーマシューティカルズ社より技術導入した急性骨髄性白血病治療薬オルタシデニブ（一般名）について、台湾における開発権及び販売権を、オリエントユーロファーマ社（台湾）に許諾するサブライセンス契約を締結しました。概要は、以下のとおりです。

## ①契約の相手会社の名称

Orient EuroPharma Co., Ltd.

## ②契約の締結時期

2026年5月1日

## ③契約の内容

オルタシデニブの台湾における開発権及び販売権の許諾

## ④契約の締結が営業活動へ及ぼす重要な影響

契約の締結に伴い、同社より契約一時金、台湾での事業化の進捗に応じたマイルストーンを受領するほか、同社に製剤の供給を行います。

## (2) 自己株式の取得及び消却

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することについて決議しました。

## ①自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の実現を図るため。

## ②取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 1,300,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.14%）
- ・株式の取得価額の総額 6,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2026年5月12日～2026年12月31日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付  
自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による市場買付  
自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

## ③消却に係る事項の内容

- ・消却する株式の種類 当社普通株式
- ・消却する株式の総数 上記②に基づき取得する自己株式の全数
- ・消却予定日 上記②に基づく取得完了後速やかに実施

（ご参考）

2026年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 41,451,945株

自己株式数 5,090,040株

## (3) タブネオスに関する状況

顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬タブネオス（2026年3月期の売上高：11,524百万円）について、日米欧の薬事当局がレビューを行っており、当社は以下の対応を進めています。

## ①背景・経緯

米国食品医薬品局（FDA）は2026年3月31日に、本剤を服用した患者における重度の薬物誘発性肝障害を特定したとして、患者及び医療従事者へ注意喚起を促す通知を発出しました。さらにFDAの医薬品評価研究センター（CDER）は2026年4月27日に、新たに得られた情報により、有効性が示されていないこと、承認申請書類には重要な事実を反した記載が含まれていたことが明らかになったとして、米国における承認の撤回を提案する旨を公表しました。

また、欧州医薬品庁（EMA）は2026年1月30日に、国際共同第Ⅲ相臨床試験データの整合性に疑義が生じたため、EMAの欧州医薬品委員会（CHMP）によるレビューを開始したことを公表しました。

## ②当社の対応

当社は、欧米の情報を収集するとともに、必要な情報を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提供し、厚生労働省を含めて協議を行っています。

2026年5月15日に、当社は医療従事者に対して、患者の安全を確保するために、当面の間は新規患者への本剤の使用は控えること、継続投与中の患者においては継続投与の是非を慎重に判断することを要請しました。

2026年5月21日には、法令に基づく厚生労働省の指示により、重篤な肝機能障害について日本の添付文書を改訂するとともに、これを医療従事者に伝達し注意喚起を行う安全性速報（ブルーレター）を発出しました。この添付文書改訂を踏まえ、新規投与患者では、特に投与開始後の肝機能検査を確実にを行うこと、継続投与患者においても定期的な肝機能検査を行うことにより、肝機能障害の早期発見や重症化防止に努めていただくことを要請しました。

なお、顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症は、厚生労働省特定疾患に指定されている難治性炎症疾患であり、特に重症化した場合は深刻な健康問題となるため、患者に対しては、投与継続の可否を自

身で判断せず、必ず医師・薬剤師に相談するよう呼び掛けています。

③業績への影響

本件が、2027年3月期の当社業績に与える影響については、精査しています。

④タブネオスについて

タブネオスは、ケモセントリクス社（米国）により創製された、腎領域等における希少疾病治療薬です。

タブネオスは、ケモセントリクス社により創製された、選択的C5a受容体拮抗薬です。

ケモセントリクス社は、米国を除く特定の国の権利をビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ社に許諾しており、当社は、ビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ社より日本における権利の再許諾を受け、2022年6月に発売しました。なお、ケモセントリクス社はアムジェン社に買収されています。

タブネオスは、米国ではアムジェン社が、欧州ではビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ・フランス社がそれぞれ販売しています。

## 11. 追加情報

グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、「グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入、及び本制度に基づき、キッセイグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しました。

### (1) 本制度の概要

本制度においては、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

### (2) 処分の概要

①払込期日	2026年8月10日
②処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 504,300株（注1）
③処分価額	1株につき4,790円
④処分価額の総額	2,415,597,000円（注2）
⑤処分方法	第三者割当の方法によります。
⑥割当予定先	キッセイグループ従業員持株会 504,300株
⑦その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

(注) 1. 上記②「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数は最大値であり、実際に処分する株式数は、本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数等に応じて変動します。なお、各対象従業員に支給する本金銭債権の額は、各対象従業員の勤続年数等に応じて当社が定めるものとします。

2. 上記②「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数に、上記③「処分価額」に記載の価額を乗じた額を記載しています。上記（注1）のとおり、実際に処分する株式数は、本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数等に応じて変動するため、処分価額の総額もこれに伴って変動します。

(3) 処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社子会社の従業員に対し、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社及び当社子会社の従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、また、本持株会へのさらなる入会を奨励し当社及び当社子会社の従業員の財産形成の一助とすることを目的として、2025年12月19日開催の当社取締役会において、本制度を導入することを決議しました。

12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的の債券 償却原価法
- ②子会社株式 移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - 以外のもの
  - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ④特定金銭信託 時価法
- ⑤棚卸資産 主として総平均法（月別）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
  - 主として定額法
  - なお、主な耐用年数は次のとおりです。
  - 建物 5年～50年
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
  - 定額法
  - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法
- ③リース資産
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
  - リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法
- ④長期前払費用 均等償却

## (3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えて、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。
- ③役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。
- ④販売費引当金 事業年度末の卸店在庫に対して将来発生する販売促進に要する諸費用の支出に備えて、当事業年度中の経費実績率により算出した金額を計上しています。

## ⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類と異なっています。

なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減算した額を超える場合は、前払年金費用として貸借対照表に計上しています。

## (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生ずる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務が充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

## ①製商品の販売等

当社は、医療用医薬品及びヘルスケア食品等の販売をしています。これら製商品の販売等については、顧客に引き渡した時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しています。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内の販売については、出荷時から当該製商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。また、海外ライセンス契約に基づく輸出取引については、各契約で規定する貿易条件に基づき製商品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しています。

医薬品事業における製商品の販売から生ずる収益は、顧客との契約において約束された対価から販売契約条件に応じた売上割戻等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲内の金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債は、契約条件や過去の実績に基づき算定しています。

## ②技術導出におけるライセンス収入

当社は、医薬品事業の国内医薬品及び海外ライセンスにおいて技術導出契約により知的財産に関するライセンスを許諾することによって生ずる契約一時金、マイルストーン、ロイヤルティ等を収益として計上しています。

契約一時金及びマイルストーン収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、顧客に権利を付与した時点又はマイルストーンが達成された時点で収益を認識しています。一方、履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、技術導出契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しています。ロイヤルティ収入は、顧客の売上等を基礎に算定し、その発生時点を考慮して収益を認識しています。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	43,797百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務	
①短期金銭債権	5百万円
②短期金銭債務	1,410百万円
(3) 国庫補助金等の交付により取得した建物、土地の取得価額から控除した圧縮記帳額	
建物	798百万円
土地	113百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の額	77,950百万円
(2) 関係会社との取引高	
①売上高	0百万円
②仕入高	4,173百万円
③営業取引以外の取引高	106百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 の株式数 (千株)
普通株式	5,106	1,369	1,385	5,089

(注) 自己株式の数の増加1,369千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得1,369千株並びに譲渡制限付株式報酬の無償取得及び単元未満株式の買取り0千株によるものであり、減少1,385千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却1,369千株及び株式報酬による減少16千株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

前払研究費等	4,916百万円
棚卸資産	999百万円
有価証券評価損	632百万円
賞与引当金	539百万円
未払事業税	320百万円
役員退職慰労金	109百万円
減損損失	58百万円
その他	466百万円
繰延税金資産小計	8,044百万円
評価性引当額	△1,076百万円
繰延税金資産合計	6,967百万円

## (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	23,848百万円
前払年金費用	857百万円
その他	142百万円
繰延税金負債合計	24,848百万円
繰延税金負債の純額	17,880百万円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生ずる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一です。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	5,180円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	301円38銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

## (1) 重要な契約の締結

当社は、ライジェルファーマシューティカルズ社より技術導入した急性骨髄性白血病治療薬オルタシデニブ（一般名）について、台湾における開発権及び販売権を、オリエントユーロファーマ社（台湾）に許諾するサブライセンス契約を締結しました。概要は、以下のとおりです。

## ①契約の相手会社の名称

Orient EuroPharma Co., Ltd.

## ②契約の締結時期

2026年5月1日

## ③契約の内容

オルタシデニブの台湾における開発権及び販売権の許諾

## ④契約の締結が営業活動へ及ぼす重要な影響

契約の締結に伴い、同社より契約一時金、台湾での事業化の進捗に応じたマイルストーンを受領するほか、同社に製剤の供給を行います。

## (2) 自己株式の取得及び消却

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することについて決議しました。

## ①自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに、資本効率の向上と株主還元の実現を図るため。

## ②取得に係る事項の内容

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 1,300,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.14%）
- ・株式の取得価額の総額 6,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2026年5月12日～2026年12月31日
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付  
自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付  
自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

## ③ 消却に係る事項の内容

- ・消却する株式の種類 当社普通株式
- ・消却する株式の総数 上記②に基づき取得する自己株式の全数
- ・消却予定日 上記②に基づく取得完了後速やかに実施

（ご参考）

2026年4月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 41,451,945株

自己株式数 5,090,040株

## (3) タブネオスに関する状況

顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症治療薬タブネオス（2026年3月期の売上高：11,524百万円）について、日米欧の薬事当局がレビューを行っており、当社は以下の対応を進めています。

## ①背景・経緯

米国食品医薬品局（FDA）は2026年3月31日に、本剤を服用した患者における重度の薬物誘発性肝障害を特定したとして、患者及び医療従事者へ注意喚起を促す通知を発出しました。さらにFDAの医薬品評価研究センター（CDER）は2026年4月27日に、新たに得られた情報により、有効性が示されていないこと、承認申請書類には重要な事実に反した記載が含まれていたことが明らかになったとして、米国における承認の撤回を提案する旨を公表しました。

また、欧州医薬品庁（EMA）は2026年1月30日に、国際共同第Ⅲ相臨床試験データの整合性に疑義が生じたため、EMAの欧州医薬品委員会（CHMP）によるレビューを開始したことを公表しました。

## ②当社の対応

当社は、欧米の情報を収集するとともに、必要な情報を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提供し、厚生労働省を含めて協議を行っています。

2026年5月15日に、当社は医療従事者に対して、患者の安全を確保するために、当面の間は新規患者への本剤の使用は控えること、継続投与中の患者においては継続投与の是非を慎重に判断することを要請しました。

2026年5月21日には、法令に基づく厚生労働省の指示により、重篤な肝機能障害について日本の添付文書を改訂するとともに、これを医療従事者に伝達し注意喚起を行う安全性速報（ブルーレター）を発出しました。この添付文書改訂を踏まえ、新規投与患者では、特に投与開始後の肝機能検査を確実にを行うこと、継続投与患者においても定期的な肝機能検査を行うことにより、肝機能障害の早期発見や重症化防止

に努めていただくことを要請しました。

なお、顕微鏡的多発血管炎・多発血管炎性肉芽腫症は、厚生労働省特定疾患に指定されている難治性炎症疾患であり、特に重症化した場合は深刻な健康問題となるため、患者に対しては、投与継続の可否を自身で判断せず、必ず医師・薬剤師に相談するよう呼び掛けています。

③業績への影響

本件が、2027年3月期の当社業績に与える影響については、精査しています。

④タブネオスについて

タブネオスは、ケモセントリクス社により創製された、選択的C5a受容体拮抗薬です。

ケモセントリクス社は、米国を除く特定の国の権利をビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ社に許諾しており、当社は、ビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ社より日本における権利の再許諾を受け、2022年6月に発売しました。なお、ケモセントリクス社はアムジェン社に買収されています。

タブネオスは、米国ではアムジェン社が、欧州ではビフォー・フレゼニウス・メディカル・ケア・リーナル・ファーマ・フランス社がそれぞれ販売しています。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

適用はありません。

14. 追加情報

グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度の導入と自己株式の処分

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、「グループ従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）」の導入、及び本制度に基づき、キッセイグループ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しました。

(1) 本制度の概要

本制度においては、本制度に同意する当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

(2) 処分の概要

①払込期日	2026年8月10日
②処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 504,300株（注1）
③処分価額	1株につき4,790円
④処分価額の総額	2,415,597,000円（注2）
⑤処分方法	第三者割当の方法によります。
⑥割当予定先	キッセイグループ従業員持株会 504,300株
⑦その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

（注）1. 上記②「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数は最大値であり、実際に処分する株式数は、本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数等に応じて変動します。なお、各対象従業員に支給する本金銭

債権の額は、各対象従業員の勤続年数等に応じて当社が定めるものとします。

2. 上記②「処分する株式の種類及び株式数」に記載の株式数に、上記③「処分価額」に記載の価額を乗じた額を記載しています。上記（注1）のとおり、実際に処分する株式数は、本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数等に応じて変動するため、処分価額の総額もこれに伴って変動します。

(3) 処分の目的及び理由

当社は、当社及び当社子会社の従業員に対し、本持株会を通じて当社が処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社及び当社子会社の従業員の企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、また、本持株会へのさらなる入会を奨励し当社及び当社子会社の従業員の財産形成の一助とすることを目的として、2025年12月19日開催の当社取締役会において、本制度を導入することを決議しました。

15. その他の注記

該当事項はありません。

- (注) 計算書類の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

キッセイ薬品工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大野 祐平指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 天野 晋介

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キッセイ薬品工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

キッセイ薬品工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

松本事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大野 祐平

業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 天野 晋介  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キッセイ薬品工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び監査の結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

キッセイ薬品工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 菊池 伸次 ㊟  
常勤監査役 腰原 なおみ ㊟  
社外監査役 中川 寛道 ㊟  
社外監査役 岩 渕 道 男 ㊟

以 上